

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成28年3月17日 午前9時58分～午前11時44分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	森 永 靖 子	委員	佃 昌 樹
副委員長	森 満 晃	委員	今塩屋 裕 一
委員	川 畑 善 照	委員	福 元 光 一
委員	杉 蘭 道 朗	委員	小田原 勇次郎
委員	井 上 勝 博		

○欠席委員

委員 川 添 公 貴

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上 野 一 誠

○その他の議員

議員	江 口 是 彦	議員	成 川 幸太郎
議員	谷 津 由 尚	議員	下 園 政 喜

○説明のための出席者

危機管理監	新 屋 義 文	市民福祉部長	春 田 修 二
防災安全課長	角 島 栄	市民健康課長	檜 垣 淳 子
原子力安全対策室長	遠 矢 一 星		

○事務局職員

事務局 局長	田 上 正 洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一
議事調査課長	道 場 益 男	主 幹	久 米 道 秋

○審査事件等

1 審査事件

- (1) 陳情第3号 安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することを求める陳情
- (2) 陳情第4号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情

2 調査事項

- ・川内原子力発電所の運転状況について
-

△開 会

○委員長（森永靖子）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在7名から傍聴及び写真撮影の申し出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で、追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

次に、今定例会で本委員会に付託された陳情2件について審査を行います。ここで本日の審査の進め方について、お諮りいたします。

本日の審査は、陳情ごとに審査を進めてまいりますが、各陳情審査の冒頭で、陳情に関し、当局が把握している事項について説明を求め、質疑を行い、その後、自由討議の要望があれば、自由討議により審査を進めたいと考えております。

ついては、そのように審査を進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように審査を進めてまいります。

なお、陳情文書表につきましては、既に配付されておりますことから、朗読は省略させていただきますので、御了承願います。（巻末に陳情文書表を添付）

△陳情第3号 安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することを求める陳情

○委員長（森永靖子）それでは、陳情第3号安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することを求める陳情を議題といたします。

まず、本陳情の内容に関し、当局が把握している事項について、説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）それでは、安定ヨ

ウ素剤について説明をしたいと思います。

安定ヨウ素剤は、処方箋医療医薬品以外の医療用医薬品で、医薬品医療機器法の第36条の3第2項において、薬局医薬品において薬局医薬品を使用する者以外に対して、正当な理由なく販売、授与してはならないと記載されております。この薬局医薬品の中に処方箋が必要なものと必要でないものというのがあります。安定ヨウ素剤は処方箋が必要でないものの医療用の医薬品になります。

それで、処方箋の必要のない医薬品である安定ヨウ素剤は、医師・薬剤師などに使用されることを目的として供給されております。このため、ドラッグストア等で販売されている一般用の医薬品とは違い、薬局での販売はできないということになっております。

以上のことから、ベルギーやドイツ、アメリカとは取り扱いが異なるため、諸外国のような安定ヨウ素剤の配備等は、日本ではできないというふうになっております。

また、3歳未満児については、粉末剤から安定ヨウ素剤の水薬に調製するため薬剤師等が調製することとなっており、事前配布はできません。現在、内服ゼリー剤の開発をされており、許可されるとPAZ圏内への事前配布というのは可能になります。

それとあと、郵送の関係なんですけれども、薬剤の郵送は可能なんですけれども、安定ヨウ素剤は配布時に医師や薬剤師からの説明が必要であるため、郵送はできないということになっております。

また、今回、未回収の方々へ回収を進めているところなんですけれども、こちらのほうも配布を行った地方公共団体の職員が住民から直接手渡しで回収するものと国から通達が来ておりまして、配布を受けた住民本人から当該地方公共団体に返却したことが確実に把握できる手段を使ってくださいということです。それで、今回は転出者等の回収は普通郵便ではなく、簡易書留とレターパックプラスを使用しております。そのような回収方法で今のところ回収をしているところです。郵送に関しては以上です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（森永靖子）ただいま当局から説明が

ありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹）口頭でばらばらって言われても何もわからん。ちょっとやっぱり文書でまとめてきちっとしていただかないと、我々は聞いてもすぐ忘れるから。ぜひ文書でください。

それと、今の説明を聞くと、避難所に医師がいなけりゃ配布できないんでしょう。今の説明ではできますか。

○委員長（森永靖子）課長にお尋ねします。今の読み上げられた文書がすぐコピーできる状態にありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）ちょっと修正をしたりとかしてるもんですから。ちょっとすぐにはコピーはできないんですけど、はい。

○委員長（森永靖子）主なところだけということもできないですか。

○委員（佃 昌樹）かなり禁忌事項が多かったんですね、やっぱりね。その禁忌事項を盾に、配らない方向、配らない方向となってるものだから、禁忌事項をきちっとオープンにしてもらって、議論しなきゃいけないんじゃないかなと思ってるんです。

○委員長（森永靖子）檜垣課長、お考えがあったらお願いします。

○市民健康課長（檜垣淳子）修正は少しあるんですけども、今こちらのほうの原本がありますので、こちらのほうを配らせていただいてもよろしいですか。

○委員長（森永靖子）枚数ありますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）コピーをさせていただきます。

○委員長（森永靖子）しばらくお待ちください。今コピーを用意したいと思います。

佃委員以外で何かありましたらお願いします。

○委員（川畑善照）今、コピーをされる間に、例えば事前配布は前1回されてるんですが、回収が何人程度されてないのか。それと、移動された方々の問題と、それから、新しく出生された方々の問題、もちろん死亡された方はもう回収されたのか、そういうところを具体的に示していただければ。

○市民健康課長（檜垣淳子）今、回収しておりますのが転出者と転居者という5キロ圏内から離れた方と、あと、転出をされた方ということで、全体で111名の方がいらっしゃいました。2月

の29日現在で返信があった方が72名です。返却された方が48名分、それと紛失された方が24名。あと、書留で送りましたので、郵便局には届いて配達はするんですけども、不在票でということで、そのとき取りに来られてない方が11名いらっしゃいます。あと、もう1人の方が今度は転出からまた転出という形で、ちょっと跡がまだ追えていない方が1名いらっしゃいます。返信がない方が27名ということになります。

○委員（川畑善照）やっぱり回収を徹底されることと、それから、新生児といいますか生まれた方、もちろん死亡の方は回収、そこも徹底されなきゃいけないと思うんですが。

先ほど佃委員のほうからありました、もう1点は、医師が必要なのは、例えば緊急時の場合でもそうなのか、あるいは通常配布されるときは常に医師の説明を受けていらっしゃると思うんですが。その緊急時の場合なんかにしてもどうなのかという気がするんですが、そういうところは具体的にわかっていたら教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子）緊急時に際しては医師が必ずいないといけないというのではなく、薬剤師だったりとか、あと、地方公共団体の職員でそういう教育っていうか、そういうのを受けた場合には、その方々が大規模災害のときには行ってもいいということが規定されておりますので、研修を受けたりとか、そういうことで行える方を育てていくという形になります。

○委員（川畑善照）それはわかりました。1点目の死亡と出生の問題は、今後どういうふうに取り組むかですが。

○市民健康課長（檜垣淳子）死亡者に対しては、今、県と協議してるんですけども、できるだけ返していただくような形で、亡くなってすぐというわけにはいかないの、また連絡をとってという形でしていきたいと思っています。

あと、出生の場合は配ってはいないんですけども、常備はしておりますので、それに合わせた形で備蓄するっていう形にはなります。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。

今、先ほどのコピーができてまいりましたので、配付させたいと思います。

[資料配付]

○委員長（森永靖子）しばらくお目通しください。

佃委員のほうで、よろしかったら御発言をお願いします。

○委員（佃 昌樹）真ん中辺に書いてあるんですが、「また、3歳未満児については、粉末剤（劇薬）から安定ヨウ素剤の水薬（シロップ）に調製するためには「薬剤師等」が調製することになっており、事前配布はできない」と。読みかえれば、3歳未満児であっても救護所、もしくは避難所で研修を受けた職員もできると、こういうことでいいのか。

さらに、「現在、内服ゼリー剤の開発をされており、認可されるとPAZ圏内の事前配布は可能となる」。これ何ですか。「認可される」となると、PAZ内、何を内服ゼリー剤の開発、このゼリー剤を認可ということになるんですかね。

○市民健康課長（檜垣淳子）ゼリー剤が認可されるとPAZ圏内に丸剤と同じような形で配布ができるっていうことになります。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方、ありませんか。

○委員（井上勝博）諸外国の場合は、事前にどこでも買えたりとか、そういうことですぐ手に入るようにしているわけですね。しかし、今の日本のこのやり方というのは、欲しくてもすぐ入れないというふうになってるわけです。それで、ちょっと伺いたんですけど、PAZの方は、これは避難されたときに配布されますよね。持っていたり、また、持ってこなかった方には配布されたりしてるんですけども。すぐに飲用することになってるんですか、PAZの人は。持っている人が避難所に行きます、避難所で用意されています、自分から持っている人もいます、すぐ服用することになってるんですしたっけ。

○市民健康課長（檜垣淳子）国からの指示により服用指示が出たら服用するっていう形になります。

○委員（井上勝博）そうすると、やはり国から指示が出た場合には、直ちに服用しなくちゃいけないんだけど。UPZの人は、この人たちは国から指示が出ても、すぐ手元にないわけですけども。どうしてPAZとUPZについては、そういうことになってるんでしょうか。本当に事故が起きたときに、PAZもUPZも、等しく公平にそういうリスクを受けないようにするっていうふうにはなってないんですかね。そこら辺、確認

なんですけど。

○防災安全課長（角島 栄）安定ヨウ素剤の配布につきましては、PAZにつきましては国の指示により救護所等で配布することになっております。その配布に——いや、UPZについてです、失礼しました。UPZについても指示により救護所等で配布することになっておりますので、その救護所等への配置につきましては、そちらのほうに持っていくという体制もとっているところでございます。

以上でございます。

○委員（井上勝博）そういうふうになっているということで説明いただいているんですけども。要するにリスクがあるわけじゃないですか、放射性物質というのは。だから、PAZの人たちは指示があったら、すぐ飲めるという状態にあると。しかし、UPZの人たちは指示があっても手元になかったり、救護所に行かなければなかったり、また、救護所でもすぐに飲めなかったりというふうなことになるんじゃないかと思うんですよね。持っていないわけだから。医師に相談をしながら、しなくちゃいけないわけでしょう。

だから、そういう点では、今の仕組みというのは、やはりこうPAZの方とUPZの方のリスクについて公平性がないとか、そういうふうになってるんじゃないかと思うんですが。これは、まあそういうことなんじゃないかということなんですけども。ルールがそうになってるじゃなくて、そうになってるんじゃないですかと。公平性がないんじゃないですかということなんですけど、どうなんでしょうか。

○危機管理監（新屋義文）まず、PAZにおきましては、全面緊急事態に至った場合に、避難を即時に実施するなどの予防的防護措置をとる地域であるということです。そのため、避難に際して安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑にできないといけないという考え方のもと事前配布がされております。

そして、UPZにおきましては、全面緊急事態に至った場合に、プラントの状況や空間線量率等に応じて避難等の防護措置をとることになりますけれども、その際、避難等とあわせて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備するという部分で、その発電所のプラント状態に応じ、また、空間放射線量の状態に応じた対応をとってい

くというのが原子力災害対策指針で定められた方法であるということで対応を現在してるところでございます。

○委員（井上勝博） そういうふうにはルールはなってるということなんですけれども、ただやっぱり、どう考えてもPAZの方は持っていたり、または避難されたところですぐ受け取れたりというふうになってるんだけれども。UPZの方々についてはやっぱりこう、かなりこう手元にないわけですから。また、救護所に直接すぐ行けるとは限らないわけですから、そういう意味では、このリスクというのがPAZの方よりも高いリスクになってるんじゃないかなというふうに思うんですが、それは認めてもいいんじゃないですか。そういうふうになってるんじゃないですかね。

○危機管理監（新屋義文） 状況によってわかりませんが、その放射線の空間線量の率によって対応ということになります。できるだけ被曝をしないという方法のもと、この防災対策指針を定めており、それに基づき対応していくということで理解をしております。

以上です。

○委員（井上勝博） なかなか言いにくいというか、回答ができてにくいというものだと思うんですが、やっぱり事前配布されているPAZの圏内の方と配布されていないUPZの方について言えば、直ちに手に入るか入らないかという点では、やっぱりリスクがUPZのほうが高いというふうに言えるんじゃないかと。これは誰もがそういうふうに考えざるを得ないというふうに思うんですね。

この陳情について言えば、3歳未満児への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することとなっているんですけど、この3歳児未満について言えば、PAZでも配布されてないですね。

それで、このヨウ素剤を服用することの意味というのは、まあ私の理解では、放射性ヨウ素が体内に取り込まれて甲状腺に蓄積される前に、安定ヨウ素剤を服用することによって放射性のヨウ素を外に出せるようにというふうになってるわけですから、そういう意味ではできるだけ早く服用しなくちゃいけない。そして、これは3歳未満ちゅうのは、発達がすごく、細胞分裂が活発ですからね、私なんかはもう背は伸びないんですけども。

3歳未満の幼児というのは、ぼんぼんぼんぼん毎日にでも成長、発展——細胞が活発に分裂してるわけですから。そういう意味では、この3歳未満については直ちに服用するということが必要になってくる。だから、ゼリー状の物を開発して、できるだけ持つようにしてるんだと思うんですが、そういうことについて周知されているのかなという点では、どの程度まで理解が進んでいるというふうにお考えですか。

○市民福祉部長（春田修一） どのくらいの理解度かということにつきましては、なかなか答えにくいところでございますが。ただ、PAZにつきましては、住民説明会も昨年から十数回にわたり行っているところでございますし、また、それらに対する説明資料等もしておりますので、ある一定の配布数から申しまして8割強の方にはその周知はなされているというふうには判断しております。

ただ、UPZの話になってしまいますと、どれほどそれが周知されてるかということの把握については、なかなか現時点では難しいというふうに考えているところでございます。

○委員長（森永靖子） 井上委員に申し上げます。もう数回にわたりの質問ですので、ほかの方の意見も聞きたいと思います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 後にまたしてください。

ほかの方の意見ありませんか。

○委員（杉藺道朗） 安定ヨウ素剤を飲める年齢の方々、自己の判断というか、自分の……。この3歳未満児の方の場合はどうしてもお母さんとか介添え人がいらっしやなければならないから難しい。そういうことでは、この内服ゼリーが開発されてるということでしょうけれども。まあ、わかってらっしゃる範囲でいいんですけども、一つの薬というのは、ある程度認可されるのは、相当数の治験等を含めてかかると思うんですね。その中で、今この認可されると。というふうになってますけれども。おおよそ今どの程度の段階まで来ているのかなというのがわかりませんか。本来であれば早い時期に認可されてしかるべきかなと思いますけれども。そこらあたりの対応っていうのが少し国としてもちょっと遅いような気がするわけですが、今どの段階まで来てるかなと思うところがあるんですが。

○市民福祉部長（春田修一）国のほうに確認をとってる中では、今、製薬会社のほうで承認申請が出されてるということまではお伺いしてるところでございますが。今、委員おっしゃいますように、いつ、それが承認がなされるのかということについては、国のほうでもまだ承知はしてないというようなことです。

ただ、製薬会社の承認申請が出されてるということは、ちょっと確認は、国のほうからとらさせていただきまするところです。

○委員（杉藺道朗）わかりました。今、申請が出されているところであれば、近い将来的にもうすぐ認可になるのかなというふうに思いますので、そこらあたりの情報は適時とられて、状況的にはまた委員の方々でも結構ですから、途中経過でまたお知らせいただければなと要望します。

以上です。

○委員（森満 晃）すいません、この陳情に関しまして、ここに書いてありますけども、安定ヨウ素剤の事前と事故後の配布方法、または3歳未満のヨウ素剤についてのこの、情報収集と市民に公開ということだと思うんですね。ということは、やはりそういった安定ヨウ素剤に対する広報が必要じゃないのかなと。広報を今後もしていただきたい、市民がわかるようにということですね。そこが願意じゃないかと思うんですけども。これまでも本市としてもそれなりの安定ヨウ素剤の説明をしてこられたと思うんですけど、今後こういった点に気をつけてこの広報活動をやっていくか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一）先ほど周知の話等もございました。PAZに関してはもう配布が8割を超えている状況ですし、また、臨戸もさせていただきますので、その折に説明等もしながらやってきておりますので、ある程度、周知はなされているのかなというふうに判断しております。UPZにつきましては、なかなか推測しがたいところでございますので、今後、諸外国の分については国内法の問題等がございますので、諸外国の取り扱いがこうですよという情報提供という話は難しいと。逆に混乱を招くのではないかなというように思いがしておりますので、それらについては県を通じて、あるいは国のほうに今後、より市民のニーズに沿ったような形で対応ができない

ものかどうかということも含めて要望をかけていきたいと思っております。

市民への周知につきましても、広報紙あるいはいろんな県がつくってるパンフレット等もございますので、それらを活用しながら、できるだけUPZの方々にも周知ができるような形で体制をとっていきたいというふうには考えているところでございます。

○委員（森満 晃）特に、このPAZ圏内においては、もうこのヨウ素剤が配布されてから、これが期限が3年ということで、またそういう交換の時期も迎えられると思うんです。そういった点で市民健康課としても、またその対応と非常に迫られてくると思いますので、また市民にも、もうどこになおしたか、わからんようになったとか。そういった部分もまた出てくるかもしれませんので。そういった意味も込めてやっぱり広報等をしっかりとさせていただいて、やっぱり常にどこに安定ヨウ素剤があって、どういう服用でということ、市民の方々が常に頭の中に入れていかれるような広報、そういったまた準備等をさせていただきたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一）今、委員の要望につきましては、私どもも十分考えながら、今後やっていきたいと思っております。特に本年度は委員おっしゃいますように3年目の更新の時期にまいります。そういうことがございますので、PAZ内の更新はもちろんですが、本市に備蓄しております分につきましても、前の委員会の中でも御説明しましたが、これについても期限がやっぱし切れることになります。そのようなことから、この更新の時期に支所も含めまして分散配置をしていきたいというふうに今考えておりますので、それらの備蓄場所のことも含めまして、今後、広報に対しましては十分対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員（佃 昌樹）違った観点からちょっと聞きます。どういった対応をされようとしてるのかということです。

例えば、もうPAZはわかってるんですが、UPZについて、希望をする人が医者に行って、そして医者からちゃんと安定ヨウ素剤を服用してもあなたはいいですよという証明書もらって、そして事前に安定ヨウ素剤を手に入れると。各人がそういう行動を起こしてやるということについて

規制をするのか。つまり広報でもって、こういうふうになってるから、それはだめだよとやるのか、それとも希望する人はそういった形ででも、よろしいですよという対応をとられるのか。

確かに国の避難計画の中では、避難所もしくは待避所で安定ヨウ素剤を配布すると、こういうふうになってはいます。しかし、世間では安定ヨウ素剤を配ったところもある、配ろうとしてところもあります。やっぱりある障害を乗り越えてそういうふうになっているわけで、福島の場合は三春町が許可なしに首長が配ったという事例もあったり、また、この陳情の中にもあるけど、篠山市が配ろうとしている、そういったこともあったりしてる。何かあるものをクリアしていけば配布は可能ではないかなというふうには思うのですが、先ほどお尋ねした二つ、医者の間診票を、また、医者の許可を得ても安定ヨウ素剤は手に入れないのか、入れられるのか、市としてどちらの方針を持っておられるのかお伺いをしたいと思います。

○市民福祉部長（春田修一）これにつきましては、委員おっしゃいますように、禁忌症の副作用の問題等もございますので、指針の中では医師のほうの間診を受けながらというような形になっているところでございます。

そういうことで、県との話の中でも、考え方としては現在の原子力防災指針に基づいた形で対応していきたいというふうを考えているところでございます。

○委員（佃 昌樹）これから先はもうこっちの問題だから、どうするかというのはこっちの問題ですのでいいにしても、原子力指針そのものに皆さん不満を持ってるわけ。おかしいと思ってるわけ。ねっ。だからこんな陳情が出てくるんです。それ決めるのはこっちだけ。だからそういった問題をはらんでると。避難計画自身もそういった問題をはらんでるという認識はどうなんですか、持っていらっしゃるのか。

○市民福祉部長（春田修一）前回の特別委員会の中でもまた陳情が上がってきておりますので、私どもとしても、その認識を持ってるか、持っていないかという御質問でございますれば、持ってるというふうに思っております。そういうことで県ともいろいろ協議をしてるといいますか、いろんな陳情等に関しまして情報交換をしながら、いろんな協議はやってるところでございます。

○委員長（森永靖子）ほかの委員の方。

○委員（井上勝博）私、勝手に3歳未満の人は大人よりもリスクがあるんじゃないかっていうふうに勝手に思い込んで話したわけですけども、実際はどうなんですか。やっぱり成長発展の子、細胞分裂が活発な幼児と大人とすると、リスクのほうはどちらが大きいと考えていますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）文献にもいろいろ書いてありますけれども、やはり成長発達する年齢層のほうが危険性は高いっていうふうには記載してありますので、そのとおりだと思います。

○委員（井上勝博）そうすると、例えば今、小さいお子さんを持つ方々の保護者も含めて特別にそういった子どもに、幼児、3歳未満の幼児についてのヨウ素剤の重要性というのは、ちゃんと説明をしていく必要があると思うんですが、その辺については特別な手だてはとられてますか。

○市民健康課長（檜垣淳子）ヨウ素剤を配布するときに説明をしっかりと、薬剤師、医師から説明はしてもらっておりますので、お母さん方、保護者の方々はわかっていただいていると思います。

○委員（井上勝博）P A Zで、どういう説明をされているかは、わかりませんけれども、U P Zの方については少なくとも特別な手だてはとられていると言えますか。小さいお子さんを持つ3歳未満のお母さん方。

○市民健康課長（檜垣淳子）P A Zの方々には、先ほど言いましたように説明会のときに説明しておりますけれども、U P Zの方々にはそういう説明会がありませんので、今後、広報等でいろいろ広報を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

○委員（小田原勇次郎）この陳情の趣旨というのは、いわゆる明文化された部分の中に、情報収集を行い市民に公開することというこの願意の中に、いろんなよその配布方法であるとか、いろんな部分を調査して前向きに改善できる部分を、そういう情報を知らしめて、住民にやはりその住民に知らせる必要があるんじゃないかと。要するに、よそではこういうやり方をしてるんだよという部分がこの願意の中には含まれているんだろうというふうに。ただ情報をオープンにというのはなくて、前向きに改善するための情報を提供し

てほしいという部分だと思うんです。

部長が先ほど言いましたように、昨年の陳情第16号で安定ヨウ素剤については、一応、委員会では議論してるんです。そのときに、5キロ圏外については希望者が取得できないかを今後の一つの検討課題として置いたらどうかという意見も出て、不採択という結論がありました。陳情の中に3歳未満の、これ去年の陳情書ですよ、去年の議論した陳情書の中に、3歳未満の乳幼児は丸剤は飲みにくいので粉末の安定ヨウ素剤を水と水シロップで溶かした物を飲ませることにしていると。しかし、鹿児島県では、シロップが腐るため保管できないとして、5キロ圏内でも事前配布はしていないと。滋賀県では保育所なんかに保管しておるという実態。そして、県内では、3歳児未満のヨウ素剤については事故が発生してから薬剤師がつくり始める。もちろん課長が説明したとおりです。粉末剤は県内10カ所の保健所に保管してあるという、避難所で飲ませることになっておると。ここあたりについて今、鹿児島県は少し改善の方向で動いておられるのかどうか、今のこの現状に何ら進展がないのか、そこあたりをちょっと、もしわかっておられたらお聞かせ願いたいんですが。

○市民福祉部長（春田修一） 県の対応でございますが、これについては、前回お話しした部分と変わったということでは聞いておりません。

以上でございます。

○委員（小田原勇次郎） 例えば、滋賀県が保育所のほうに保管済という部分の、この書類について、私も滋賀県のほうに問い合わせをしたわけではないんですが。ここでの運用、いわゆる対応という部分については、先ほど課長が御説明された薬剤師等が調剤すると。ただし、一旦、急な場合、危機が生じた場合は、市の職員であったり、いわゆる公的な機関の人間がそういうふうにあたれるというような部分のその対応で滋賀県はしておられるのではないかとというふうに類推してよろしいのかを、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○市民健康課長（檜垣淳子） 保育所へ配っていらっしゃるということなんですけれども、その中身のほう、県のほうにもいろいろ確認はしたんですが、ちょっとこちらのほう把握できておりませんので、すいませんけれども。

○委員長（森永靖子） よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

○議員（江口是彦） 1点だけお尋ねをさせていただきます。

非常に担当のほうでヨウ素剤配布、特にPAZに、まあ難儀をされて大変なお仕事をされてるというのは理解できてます。3年後、もう3年たちますから、また大変な作業をしなければいけないんだと。転出者の問題もあるし、回収の問題もあるし。

そういう中で一つ感じてるのが、篠山市を私も直接訪ねて市長とも語りました。そこうちの立ち位置がどう違うかなあというのを見たとき、やはりうちの場合は、担当職員がさぼってるということじゃなくて、基本的な立場として、国の原子力対策指針に、守ってればいい、はめてあればいいというか、それに従ってればいいという範囲で、だから薬事法の問題とか、非常に副作用の問題、薬品です、医療用医薬品であるということから慎重にならざるを得ないんでしょうけど。篠山市の場合、何が違うのかなと思ったら、先に対策指針があつて、それをどうするかじゃなくて、やっぱりそこに住んでる市民の安心・安全を担保するためにはどうしたらいいのかというのを、一生懸命、市民の代表も入れて検討した結果、うちは50キロ圏、いわゆる相当離れてますから、篠山市の場合ですよ。全員に希望者には安心・安全を担保するためにも配布するということにしたらいいんじゃないかということで決定をされているようなんですが。そのために広報も非常に一面使って、そのヨウ素剤配布をやりますという、その必要性も含めてされてます。そういう意味でもう一回原点に返って、やはり研究、情報収集というのが、対策指針がどうなってるのか、旧薬事法ではどうなってるかというのを調べる前に、そういう他市町村の配布状況とか配布方法とかそういうのを収集されて、ここの陳情にもあるように情報をやっぱり公開していくべきじゃないかと思うんですけど、その立ち位置が非常に違うような気がするんですけど、その辺の感想、どうでしょうか。

○市民福祉部長（春田修一） 篠山市も平成24年に、今、江口議員がおっしゃいますように、県も含めまして自治会長さんあるいは民協あるいは消防団、医師会、学識経験者というような形で、委員会を設置をされながら、どうあるべきかということ論議されたというふうに聞いております。

立ち位置がということでございますが、私どもとしましては、治験と申しますか、国の規制庁あるいは内閣あるいは厚労省というような形で、方針を出した部分を遵守すべきというような思いは持っているところでございますが、篠山市の状況等については今のところネット上だけの情報収集にとどまっているところでございますが、今後、機会を捉えながら、情報収集をしながらやっていきたいというふうに考えております。

○議員（江口是彦） 終わりにしますが、やはりなかなか市の体制としては大変だと思います。このヨウ素剤だけの問題だけをやってる担当ではありませんから。だけど、やはり市の独自のこのヨウ素剤に対する基本方針を、我が市はこうなんだというのをしっかり持たないと。原子力対策指針を守ってますから大丈夫なんですよというんで、市民の安全・安心が担保できるのかっていうのは非常に疑問があるんです。その辺の今後の体制づくりとか、その辺については、今の体制では大変かもしれないけど、何かお考えがあったら、部長からでもお願いします。

○市民福祉部長（春田修一） 先ほども申しましたが、私どもとしましては、職員の中にドクターあるいは薬剤師という職種もおりません。そういうことを考えますと、あくまで国の原子力防災指針を遵守していくということが、市民の安全を守るという部分では第一義的ではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。どうぞ。

〔「自由討議にしたい項目ですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子） ただいま自由討議の声がありますので、これから自由討議を行います。

それでは、御意見ををお願いします。

○委員（井上勝博） 今回の陳情については、安定ヨウ素剤の問題で、その配布方法、範囲、3歳未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行って市民に公開するという点に限られております。そこで、ちょっと皆さんの御意見というか、お考えをお聞かせ願いたいなというふうに思うんですが。ぜひ一人一人お考えをお聞かせ願え

ればと思います。

今回のやつについては、純粹に、今進めようと、いわば安定ヨウ素剤の配布方法や範囲、3歳児未満の配布などに関する情報の公開を進めようという陳情ですので、そういう意味では今まで原発関連は全てだめにしてきたわけですけども、これはちゃんと通さんといかんのじゃないかと、みなさんの意見をお聞かせ願いたいと思います。

○委員（小田原勇次郎） 先ほど私、申し上げましたが、昨年8月に一応、ヨウ素剤に関する陳情が出されてまして、特別委員会で議論をいたしました。

ただ、この際の陳情は、例えば、配布圏域をもう即広げてほしいとか、そういういわゆる具体的な陳情でありました。ですから、例えば、UPZにも配布すべきだという陳情の趣旨でありましたので、これはPAZはPAZで指針に基づいてやっていると、UPZは今後の希望者に配布するという部分については検討課題として捉えていくべきではないかという部分での採決に至ったというふうに私は記憶をしております。

ですから、今回のこの陳情については、少なくとも前回の陳情とは趣旨が違うというふうな認識は私は持っております。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの方ありますか。

○委員（森満 晃） 今、井上委員から言われたんですけども、今、意見の開陳でそれぞれ意見を述べたと思うんです。ですので、これを自由討議にするということ自体がどうなのかなという気がするんですけど。

○委員（井上勝博） なぜこれまでの陳情の採択、不採択で、なぜ不採択になったんだろうとか、なぜ採択されたんだろうかということについて、やっぱり十分な議論がされないもんだから、議事録を見ても、傍聴されている方が見ても、私たちも説明できないというのもあるわけですよ。

ですので、やっぱり今回の場合は、要するに当局がこういう事前配布の方法とかそういうもの、3歳未満についても広報で徹底するとか周知するとかっていうことを進めようと、それをさらに進めようという趣旨のものでありますから、そういう意味では皆さんがこれに反対する理由はないんじゃないかというふうに思って、それで、もし反対される理由があるとしたら、それはそれなりの

理由でしょうから、やっぱり反対討論ではなくて、もう自由討議の中で意見を開陳していただいて、そして、次の討論というふうに進めばいいんじゃないかなという趣旨なんです。

○委員（森満 晃） 今までの陳情で、いろんな陳情が出ましたけど、十分議論はされてはきてると思いますね。むだではなかったと思いますので。

あえて言わせていただければ、これに関しまして、私も先ほど言いましたけども、市としても多分、他の自治体よりは十分な広報もされてるし、それなりの配慮で国の指針に従ってやっておられると。

ただ、今いろんな意見が出される中で、今後それをしていこうという部分については、いろいろヨウ素剤のゼリーについてだとか、あるいはヨウ素剤の期限が切れるということについて、その辺についても早めに対処をやっていくという部分では何ら変わりはないと思います。

○委員長（森永靖子） ほかの方の意見ありますか。

○委員（杉藺道朗） 本来、陳情が出てますこの中身の問題もですけれども、以前もそれ以前に本来当局がどんどんどんどんいろんな情報公開を含めて、さっき私はゼリー状のことも言いましたけども、国の動向を含めて、そこはしっかりとまた市民の方々に広報していくべきであろうと思うし、得られた情報は、過去の広報も含めてですけれども、適時どんどん情報発信はしていつていただきたいと思います。そういう方向性であるということとは先ほどのいろいろな質疑の中で感じたところであります。

私は以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの方よろしいですか。

○委員（佃 昌樹） 原子力災害で一番何を守らんにやいかんか、それに本当に粉骨砕身、最善の努力をしているのかと。もちろん事故を起こさないように、原子力発電所から放射性物質が出ないようにというのは、これは一番大事な大もとのところですから、大変、力を入れてやらにやいかんけれども、いざ原子力事故、放射性物質が放出するような事故が起きたときに、一番何を守らんにやいかんのか。本当に今の体制がそうになっているのかなと見たときに、私はなっていないと思ってる。

一回でもですよ、例えば、皆さん一生懸命やっ

てるのはわかるけど、避難所に対して安定ヨウ素剤を運びます。その際にも、その間においても、皆さんの被曝は絶対に守ります。絶対にありませんといったようなことまでは言えないでしょう。結局、被曝避難を容認してるわけ。本当は被曝させちゃいけないんだけど、被曝容認してる。被曝容認をさせませんという報道は見たことない。聞いたこともない。本当はそうでしょう。それが原子力災害から人間を守ることじゃないですか。

だから、それに国の指針とか何とか、確かに公務員である以上、いろんな法律や規制で、または規則で縛られるというのはよくわかります。だけど、何をじゃあ公開するのか、よく物の本に宇宙からも放射性物質は降り込んできますとか、自然のエネルギーの中に放射線がありますとか、人工的にできた放射線と自然放射線を同列に並べて、そして評価をしている。全くもってナンセンスな書物が多いわけですよ。

言いたいことは、やっぱり公開、いろんな公開をするにしても、都合の悪いことを隠すんじゃなくて、都合の悪いことも出す。みんな知りたいのは都合の悪いことなんですよ。都合のいいことはみんな知ってるんです。都合の悪いことをどういうふうにきちっと出すかによって市民の信頼度が違ってきます。そういった意味では公開のあり方ちゅうのは、非常に大変だちゅうのはよくわかりますけれどもね。今までの公開を見ていても、やっぱりありきたりな公開かなというふうにしか感じません。ぜひ市民が本当に知りたい、そして絶対に被曝をさせないといった原点に返ったり、公開のあり方ちゅうのを模索してもらいたいと思います。これは皆さんに、一生懸命やってるのはよくわかってる。皆さんにお願いをしたいと思います。

また、ここの委員会の場合なんですけど、委員会の場でもやっぱり性急に結論を出すということじゃなくて、今後いろんなのが出てくるだろうと思います。だから、いろんな情報を私たちもつかまえながら、また、いろんな情報を取捨選択もせにやいかんと思ってるんです。そういった情報をやっぱりたくさん私たちは得ていく中で、今後の放射線の対応の仕方についてはどうあるべきかということ、じっくりやっぱり考えにやいかんかなというふうに思います。それがこの委員会の役目

じゃないかなというふうに思っているところです。
余り結論を急がんほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（森永靖子） それでは、自由討議を終わります。

ここで本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹） 取り扱いの意見としては、継続のほうがいいんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○委員長（森永靖子） ただいま、本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（森永靖子） 起立少数であります。よって、本陳情を継続審査とすることは否決されました。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「賛成の討論をします」と呼ぶ者あり]

○委員長（森永靖子） ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（福元光一） 先ほどから担当課の皆さんの説明、そしてまた委員からの質問に対しての答弁を聞いていると、まだまだ勉強不足だなということを感じました。

原子力発電所はもう再稼働をしてるんですけど、やはりこの安定ヨウ素剤というのは、住民の命に危機、不安に直結してるものだと思っているのですが、この陳情が出てきて、やはり皆さんの市民に対する取り組みというのがまだまだ不足してると思います。

でありますから、今で皆さんが知り得た情報を公開しても、先ほどから原子力指針にのっとってということがありますが、ひょっとすると間違った情報というか、ちょっと勘違いの情報を流すと、かえって市民の不安を仰いだりすることもありますから、しっかりと勉強していただき、情報を収集していただき、そしてから公表できるものだけを広報紙なりに掲載して情報公開という形にしないと、先ほど申しましたように、皆さんの話を

を聞いていると自分で、薩摩川内市の職員として市民のために、それこそPAZ、UPZの皆さんの不安を解消する情報をつくり得たということにはまだなっていないと思います。県の情報、国の情報ということで、まだそれを大船に乗ったような気持ちでただ答弁してるような感じでございますから、やはり本当に薩摩川内市の職員だということで、市民のために不安を解消するということで情報収集してから、そしてから公表できるものだけ、どんどんどんどん公表していただき、そしてまた先ほど言いましたように原子力指針ということがありますから、やはり本当で、悪いことかいいことかわかりませんが、公表できないものは公表しないという、恐らくそういうことだと思いますから、今までもこの何十年って原子力発電所が稼働してきたわけですから、それに乗じてあぐらをかいてるんじゃないけど、やはり情報公開もしっかりとできるもの、しっかりと情報公開していただき、今は時期尚早、皆さんの答弁を聞いていると時期尚早ということで、今は情報公開することは反対いたします。

○委員長（森永靖子） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博） 原子力災害というの和其他の産業災害、産業事故との違いは、放射能があるかどうかと、これがもう決定的に違います。

放射能のない産業事故というのは、5年もかかっても収束しないということはあり得ないわけですが、原発というのはいまだに10万人の方々が家に帰れない、避難生活をされ、除染というふうに言われていますけれども、実際には森林のほうは除染はできないという状況です。

ですから、この放射能に対する対策というのは大変重要です。その点で直接的に人体に害を及ぼす場合に、ほかにも放射性物質というのはあるわけですが、可能な限り防げるとしたらヨウ素剤を服用することが最低限必要です。

そういう点で、今回の陳情については、必要な情報を市民に公開せよと。そして、特に3歳児未満についてはどうするのかということは、やっぱり特別な手だてをとるべきではないかという趣旨ですので、そういう意味では、再稼働されてしまっているわけですが、事故が起こらないうちに早くしないといけないわけで、この事故はわからんわけです。ですから、そういう意味では速や

かに、このヨウ素剤の情報公開はさらに徹底していくということで陳情の趣旨に賛成します。

○委員長（森永靖子）次に、反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）次に、賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）討論は終結したと認めます。

採決します。採決は起立により行います。本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものに決定しました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

それでは、市民福祉部の皆さんは、退室されて結構です。御苦労さまでした。

△陳情第4号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情

○委員長（森永靖子）それでは、陳情第4号鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

まず、本陳情の内容に関し、当局が把握してる事項について、説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）この件に関しましては、既に参考人招致で九州電力のほうから直接説明を受けられておりますので、特に当局からの説明ということはありませんが、一部、文言的な部分で誤解が生じてるかもしれませんので、1点だけ説明させていただきます。

現在運用中の代替緊急時対策所の代替は何の代替かということなのですが、中には将来設置計画のあった免震重要棟ができるまでの代替と思われる方もいらっしゃると思いますが、これは誤りであって、従来から事務所棟内に設置されていた緊急時対策所の代替になります。

従来から設置してある緊急時対策所がある事務所棟自体は、平成19年の中越沖地震の教訓を踏

まえ耐震性を強化し、建築基準法の1.5倍の耐力を確保しているものの、今回の新規制基準で要求された基準地震動に対する耐震性や居住性等に関する基準を満たすことができないと判断され、事務所棟内の緊急時対策所の代替として現在運用中の対策所を新たに整備されたものです。

陳情文中にも免震重要棟なしでの再稼働について、事故時の対応を危惧する旨の記載がございますが、現在運用中の代替緊急時対策所は、福島事故の教訓を踏まえ、今回新たに要求された緊急時対策所としての機能、基準を満たしてるとして認可許可を受けております。

以上です。

○委員長（森永靖子）ただいま、当局の説明がありました。質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）審査基準に適合しているということで、現在の状態でも審査基準に適合しているという、今はそういう説明だったと思いますが、ただ、審査書の中には、免震棟ということちゃんと審査されていますし、それから免震棟をつくるということについては、住民説明会でも、また、議会でも、九州電力の参考人の発言でも、免震重要棟をつくるということで進めてきたものですよね。ですから、クリアされているっていうんではなくて、免震重要棟をつくるという約束で審査基準が適合された、という理解ではいけないんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）今回の新しい新規制基準の中で猶予期間が設けられたものは、さらなるバックアップ体制として特重施設ですね、特定重大事故対象施設。それと第3の直流電源という、この二つに限られておりますので、緊急時対策所機能というのは、猶予を持った形での許可というのはございませんので、その時点で審査基準機能を満たさなければならないものだと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）免震重要棟をつくるということに約束して審査基準を通ったという理解ではいけないんですかということなんです。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）はい。そのような理解は誤りだと思います。

以上です。

○委員（井上勝博）そうすると、田中規制委員長がですよ、この話があったときに、すぐに審査

が通ったら変えてもいいというようなことというのはけしからんと。また、コスト優先ということであるならば厳しく対処すると。そして、更田委員長も、更田委員長じゃなかった。ごめんなさいね、規制委員会の委員の中の1人も、免震重要棟というのは福島第一原発事故でも大変重要な役割を果たしたと。だから、これをその教訓を踏まえた考えをしてくれという注文をしてるわけですよ。そういう点で何か今言われたのは、免震重要棟をつくることではなくても審査基準は適合していたと。で、市民には要するにそういうふうにとけばいいだろうと、そういうふうにとけばまだ九州電力としては厳重な、厳重というか徹底的な対策をしてるというふうに見せられるだろうと、こういうふうになるわけですよ。

だから、それは今お話を聞いてちょっとびっくりしたわけですが、免震重要棟は審査基準の適合、免震重要棟をつくることを約束して審査基準を通ったのではないというのは、ちょっと今までの審査規制委員会の討論の内容を見てても納得しがたいところなんですよ。それは規制委員会に確かめられたことなんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 先ほども御説明しましたが、猶予が認められているものは、さらなるバックアップ施設としての特重施設と第3の電源のみになってますので、それ以外、将来的なものを見越して許可が出るということはないと思っています。

以上です。

○委員（井上勝博） それからもう一つ、私前から気になっているのは、あれですよ、フィルターですよ。何でしたっけ、あれ、ベントでしたね。フィルターつきベント。これも将来的につくるんだという約束してたんですよ、それで審査基準を通ってるんじゃないですか、あれは。

○防災安全課原子力安全対策室長（遠矢一星） フィルターベントにつきましては、今回申請している特重施設の中の一機能として今申請しております。

以上です。

○委員（井上勝博） そしたらフィルターつきベントはそんなことはないということですね。やっぱりフィルターつきでなくてもいいんじゃないかっていうようなことにならないということですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） フィルター

つきベント自体は規制要求にはございません。そういう名前の、それは一つのまあ言えば製品名みたいな形の物ですので、要求があるのは格納容器内の圧力を放射性物質を低減しながら放出できるような機能ということになりますので、その一つの代表事例としてよくフィルターベントというのが出てきますが、フィルターベント自体が要求されているものではございません。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかにありませんか。

○委員（森満 晃） 今室長のほうから事務所の代替の件で説明を受けたんですが、この陳情文書の中の2番にあります新潟県の柏崎刈羽原発の耐震構造の緊急対策室のドアが緩んで開かずとありますが、ということは、これは事務所棟のドアがという理解でよろしいですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 直接は確認しておりませんが、当時、ここについても免震重要棟もございませんし、事務所棟内に設置されていた緊急時対策所だという認識でおります。

以上です。

○委員長（森永靖子） ほかの委員の方ないですか。

○委員（井上勝博） ちょっとこれは、単に審査を通ったからいいという問題じゃないと思うんですよ。県民に対する、議会に対するそういう約束だったからこそ、九州電力はそれを変更するということを言ってきたわけですよ。だから、これを簡単に耐震構造でもどちらでよかったんだというような話にされるというのは、私は市民の不安というのは、九州電力に対する信頼というのが崩れてしまうんじゃないかと。余りにもちょっと軽率であるというふうに思うんです。

柏崎刈羽原発では、中央制御室のドアがゆがんで開かなくなったという教訓から免震重要棟をつくるということになり、福島第一原発事故前に東京電力は敷地内に免震重要棟をつくっていたと。そして、この免震重要棟があったから事故対策ができたということについては、東京電力の当時の清水社長も、なかったと思ったらぞっとするというふうに証言しているわけですので、すごく私は重いものだと思うんですが。当局はこういう教訓ということについては、耐震構造でもいいって、そういうふうと考えていらっしゃるわけですか。どうなんですか。

○危機管理監（新屋義文） 今、委員がおっしゃった事例等はあったというふうに認識しておりますし、先ほど副委員長から質問があって室長が答えましたとおり、耐震構造になっている地元での緊急対策所のドアが閉まらなかったのではないかとということで、新たに免震重要棟ができたというふうには認識しておりますが、市としましては、今回、免震ではなく耐震でという方針変更が、将来的につくろうとしていたものを変更したいということで規制委員会に申請がされました。

市としましては、免震構造であろうと耐震構造であろうと、やはり川内原子力発電所の運転にとって、より安全なそういう緊急対策がとれる施設が早くできるということが希望といいますか、すべきであると考えておりますので、規制委員会で九州電力との協議が十分になされて、そして審査をしていただいて、早く結論を出していただきたいというのが――の考え方であります。

以上です。

○委員（井上勝博） 確認したいんですけど、今おっしゃったように規制委員会の中で今協議中ということで。先ほどあったように規制基準はクリアしているんだけど協議をしてるということになるんですけども、それは何を協議してるんですか、じゃあ。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 新たに今申請されている耐震支援棟の部分と現在の緊急時対策所の部分をつなぐ部分とかが出てくると思いますので、そういった観点で放射線防護の居住性とかそういった部分での審査内容になるのではないかとというふうに認識しております。

以上です。

○委員（井上勝博） じゃあやっぱり居住性が必要だということで、今、協議をしているということであるならば、何かちょっと私はおかしいと思うんです。免震重要棟は居住性も重視して一体型になっていて、居住するところと実際に指示するところというのが一緒に建物になってたと思うんです。で、免震重要棟はそれでクリアされていたわけですよね。しかし、耐震構造で今のあの狭い3分の1の面積しかない緊急時対策所ということについては、居住性はほとんどないということで支援棟をつくるわけですよね。だから、審査基準はクリアされているのに協議をしているということの意味、それはやっぱり今の耐震構造の緊急時

対策所だけでは、やっぱり福島のような事故が起こった場合に対応できないという考え方で進められているのではないんですかね。そこがよくわからないんですが。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 新たにサポート機能を追加することで、今基準を満たしている緊急時対策所それらの運用をどういうふうにするのか、運用をどうした場合にどういうふうな居住性、放射線防護とかそういったものが変わってくるのかとか、そういったことの審査になると思います。

以上です。

○委員（佃 昌樹） 我々は素人だから、免震がいいのか、耐震がいいのか、それを判断せottaって判断できる材料を持ち合わせておりません。ただ言えることは、中越地震のときに、私は柏崎刈羽の原発に行ったんです。まあ、直下型地震でしたから、もう建物が、原子炉の建屋が傾いたり、道路はでこぼこになったり。そしてあるように事務所のドア開かなかったり、だから連絡ができなかったといったようなこと。本来はそういった原子炉建屋というのは頑丈な岩盤の上につくるのが普通ですよ。それが当たり前。だけど、柏崎刈羽は何とそのとき言われていたかちゅ言や、豆腐の上につくられた原発だと言われておった。昔、室町産業、語りゃあ長いことなるからやめるけど、田中角栄に絡んだ問題ですから、そういったことでひっくり返ったんだろうとは思います。

で、ちょっと目を移して福島原発を見てみると、あれは全部爆発で壊れてしまった。けど言われているのは、いろんな事故調査委員会が入って、じゃあ何であれだけの事故が起きたのか、本当に津波だったかっていうことになると、いや、津波だけじゃないよ。あの事故は地震でなったんだよ。いろんな機器が壊れて配管がずれたりいろんなことが起こって、それが大事故の誘因だというふうに専門家は言っている人たちもいます。原子力村の人たちは言わないけれども、そこから外れた人たちは全部そんな表現をする。

したがって、あれも福島第一原発の建屋にしても、きちっとした岩盤の上に建っていたはずなんだ。けど中の機器は壊れてしまった。しかし、あそこの免震重要棟の中身までは壊れてない。免震重要棟はちゃんと生きとった。だから作業員が退去して、あそこから出たり入ったりして一時的

なしのぎができた、そういった経緯があったはず
です。そういった経緯を考えたときに、やっぱり
免震重要棟がよりベターなのかなあというのが一
般的な物の見方がしゃないですか。一般的な人の
ね。

その証拠に、日置市の本会議にしても、または
阿久根の委員会にしても、免震重要棟をというこ
とで議決をして、あっちゃこっちゃの議会でやっ
ぱり免震重要棟のほうがいいんじゃないかなとい
うのが出てきている。そういったのを総合的に考
えると、我々は、耐震にしても、免震にしても、
判断をする材料の持ち合わせはないにしても、状
況から考えると、ああ免震かなあ、皆さんそっち
のほうをやっぱり信頼してるんだなというふうに
しか受け取れない。だからこういった、知事に対
して免震の重要棟をという陳情が出てきたんだろ
うというふうには推察をするわけです。

本会議でも言ったように、市長は、市長の意見
でここを決めるわけじゃないけれども、市長はど
っちでもいいと。ちゃんと安全が担保できさえす
りゃどっちでもいいと、知事と同じような物の言
い方をしておりますけれども、はっきり言って私
自身もわかりません。だけど世間一般は免震重要
棟、そこを今までの、ずうっと流れや福島原発の
ことを考えれば、免震重要棟を言ったのは、規制
委員会としてはそちらのほう为正解じゃないかな
という、そういうふうには考えます。だから、は
っきりはわからないけれども、こういった陳情が
出て、やっぱり免震重要棟ということで要求をし
てくれというのは至極当たり前の要求かなという
ふうと考えているところなんです。そういった意
味では要求に対しては応えざるを得ないのかなあ、
そっちのほうよりベターなのかなというのが私の
見解といいますか意見なんです。

以上です。

○委員（森満 晃）関連しまして、昨年の
12月に九州電力のほうから規制委員会に対しま
して、原子炉設置変更許可の申請が出されたと思
うんです。そして、先月の2月の10日に参考人
招致ということで九州電力に来ていただいて、耐
震構造についての前回説明も受けたところであり
ます。また、2月の26日には原子力安全対策協
議会において、48地区のコミュニティ協議会長
さんたちとも意見交換の中で、とりあえず九電が
今回こういった変更をした中で、その内容につい

てもっと市民に公開してくれと、コミュニティに
対してもきちっと説明をしてくれということで、
いろんなコミュニティの会長さんからも意見があ
ったと思います。

今、佃委員が言われるように免震か耐震かとい
うことは、もう我々の段階では判断というのはし
かねるかもしれませんが、今実際その申請
を出して規制委員会との協議を行っている段階で
あると思いますので、この行っている段階で何
か九電に対してだとか、また新たな何かそういう
情報をお持ちでありましたらちょっと説明いただ
きたい。もしなければいいですけども、今の段階、
現時点で。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）今はまだ九
州電力のほうで、その再検討といいますか検討を
重ねているところでして、それ以降また新たな動
きというのはまだ正確には聞いておりません。

すいません、ここで1点ちょっと、先ほど佃委
員のほうから柏崎刈羽原発のほう豆腐の上に建
ってるんじゃないかということで御紹介がありま
したので、せっかくの機会ですからちょっと御紹
介したいんですが。一般の発電所はある程度の、
ある程度というか一定の基準、地震のS波が1秒
間に700メートル進む以上の硬い岩盤というの
がありまして、その岩盤のことを解放基盤面と言
います。ほとんどの原子力発電所はその岩盤に直
接建ってるんですが、福島第一、福島第二、柏崎
刈羽、それから東海第二ですね、ここの解放基盤
面というのはマイナス200メートルから
300メートルぐらいのところにありますので、
先ほど言われたような、この今御紹介した4つの
発電所には岩盤には直接建っていないんじゃない
かというふうに考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子）委員長より申しわけあり
ません。先ほど佃委員の意見に対して当局に何も
求めないまま次に進んでしまいましたが、失礼し
ました。

○委員（井上勝博）先ほどの、ちょっと確認な
んですけども。今回の耐震構造の緊急時対策所につ
いては代替と言ってるけども、この代替につ
いては免震重要棟の代替ではないと。そして、現在、
今までも審査基準をクリアしていて、将来に猶予
を持った対策としては重大事故対策等、第三のち
ょっとこうメモがごちゃごちゃになってるんです

けど、第三何とかだとおっしゃってるんですが。ちょっとこれについては、すごく私、今まで九州電力の参考人がそういう話もしたことがないし、そういう議論というのがそもそも初めてなものですから。この重大事故、将来猶予を持った対策の内容と、それと第三の何とかっていうやつを整理してペーパーでいただけるように委員長にお願いしたいんですけども。

そして、この重大事故対策の中に免震重要棟が入ってないのかなというふうに思うんですけども、そこをちょっと確認したいので、ぜひちょっとペーパーでその辺の詳しいことを委員会に提出していただくようお願いしたいんですけど。

○委員長（森永靖子）ただいま井上委員から資料請求についての御依頼がありましたが、このことについて、ほかの委員の方の意見はありませんか。

それでは、資料請求について、今後、調製を行って、委員会資料として提出するように対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）もちろん提出はさせていただきますが、過去に原子力規制委員会のほうから新しい新規制基準の概要説明というのを受けられたことがあると思うんですけども。その際の資料にも、たしか一番最後のほうに一覧表の形で、新しい要求のもの、5年間猶予があるものというのがたしかセットになった資料が、もう既に持ってらっしゃると思いますけれども、改めてその分については提出させていただきます。

以上です。

○委員長（森永靖子）そのようにお願いします。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）免震重要棟の件でちょっとお尋ねしたいんですが、伊方であれ、高浜であれ、今、従来の免震重要棟内に緊急時対策所を申請をしたら、それが否定されて、伊方についても高浜についても耐震構造で申請をやり直してるというふうにお聞きしてるんですが、その件について当局のほうでどの程度把握されてるか、わかってる範囲で教えてください。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）今、私ども

で、ちょっと確認できてる部分で言いますと、免震の申請から耐震に切りかえられたところが7原発の13基。それから、今、免震のままでまだ申請を受けられてるところもあるんですが。例えば女川はもともと平成23年11月に設置していた免震重要棟については、それは申請はせずに耐震でつくるということを表明されたり、あと、別号機の中央制御室を使ってということも結構あります。

例えば柏崎刈羽です、先ほど言われましたが免震重要棟も持っておりましたが、実際上は今6号機、7号機を申請してるんですけども、その緊急時対策所としては、3号機の中央制御室を使うと。一応免震も審査を受けてますが、免震のほうもなかなか進まないもんですから、耐震での建設も検討してるというようなふうで、まだ今のところ1カ所も免震構造による緊急時対策所の許可が出たところはまだ出ておりません。

以上です。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、自由討議にしたい項目はありませんか。

自由討議の項目はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて、協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（杉蘭道朗）井上委員のほうから資料請求もありました。そういう流れも踏まえながら、まだ少し中身についても情報収集も必要かなということもございますので、継続審査でお願いします。

○委員長（森永靖子）ただいま、本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において継続審査の申し出を議長にいたしますので、御了承願います。

以上で、本陳情の審査を終了いたします。

△川内原子力発電所の運転状況について

○委員長（森永靖子）次に、川内原子力発電所の安全対策に関する調査に関し、川内原子力発電所の運転状況についてを議題といたします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、川内原子力発電所の運転状況について御報告させていただきますので、配付してある資料のほうを御準備ください。

資料１ページ、１枚めくっていただきまして、１ページになります。

まず、１の運転状況及び発電実績です。

１ページは１号機になりますが、１号機は平成２７年９月１０日に通常運転に復帰しており、今年度の発電電力量は下段のほうに書いてありますが、平成２７年度３０．１億キロワットアワーになります。

次に、お開きいただき、２ページをごらんください。

２ページは２号機になりますが、２号機は平成２７年１１月１７日に通常運転に復帰しており、今年度の発電電力量は１５．１億キロワットアワーになっております。

次に、右側の３ページでございます。２の放射性廃棄物の管理状況ということで、１、２号機合計の平成２７年１２月末現在になります。

まず、（１）の気体・液体廃棄物の放出量につきましては、下段のほうに平成２７年度が記載してありますが、双方とも検出限界値以下となっております。

また、参考までにトリチウムを記載しておりますが、トリチウムについては０．２５掛ける１０の１３乗ベクレルで、管理基準値１．１掛ける１０の１４乗ベクレルを大きく下回って管理されております。

次に、４ページをごらんください。

４ページの上のほうですが、（２）の固体廃棄物の貯蔵量です。貯蔵容量約３万７、０００本に対し、現在２万３、５３８本であり、貯蔵率としては６３．６％になります。

また、参考までに、下のほうには月別の発生量、焼却減容量等を記載してございます。

次に、３番の使用済燃料の貯蔵状況ですが、貯蔵容量３、２２４体に対し、現在１、９４６体と貯蔵率は６０．４％となっております。

次に、４番の新燃料の保管状況ですが、１、２号機合計で１１６体を保管しております。

最後に、５のトラブル等情報ですが、今回該当はございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（森永靖子）ただいま、当局からの説明がありましたが、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所の運転状況についてを終了いたします。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（森永靖子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△委員長報告の取扱い

○委員長（森永靖子）次に、委員長報告の取り扱いについて、お諮りします。

先ほど調査しました川内原子力発電所の運転状況については、今定例会において委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（森永靖子）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 3 号	受理年月日	平成 2 8 年 2 月 2 3 日
件 名	安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3 歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開することを求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
放射性ヨウ素による甲状腺がん対策としての安定ヨウ素剤の事前配布が、川内原発から 5 キロ圏内の住民に対して行われている。しかし、5 キロ圏外について事前配布を禁止する方針はない。 福井県の高浜原発から約 5 0 キロ圏にある兵庫県篠山市は、2 0 1 4 年に全市民と観光客用の安定ヨウ素剤計 5 万人分を購入し、本年 1 月 3 1 日から 3 歳児以上の住民に事前配布を開始した。 郵送や薬局で買えるようにしている海外の事例も報告されている。 安定ヨウ素剤は薬事法で処方箋を必要としていない。ドイツでは原発から 1 0 0 キロ圏外（フランスでは 1 0 キロ圏内）でも薬局でいつでも買えるとのことである。ベルギーでは、2 0 キロ圏内の住民は最寄りの薬局で安定ヨウ素剤を受け取るように呼びかけている。ベルギーやドイツで配布される錠剤は、飲み物（水、牛乳、ジュースなど）に溶かして服用する。ベルギーの錠剤は乳幼児に与えることを考えて割りやすい形状になっている。（「WEBRO NZA 朝日新聞社【欧州の視座で考える 3. 1 1】（4）原発事故を想定した安定ヨウ素剤の備えを問う」参照） アメリカでは、原発がある 3 4 の州を対象に、原発から約 1 6 キロの範囲内の住民に相当する量の安定ヨウ素剤を希望する州に支給することを決定。カリフォルニア州では、申込用紙を郵送し、返信によって必要な数を各戸に郵送するという方法で実施している。また、学校、養護施設、企業でも保管している。フランスでは、原発から 1 0 キロの範囲内に居住する全ての住民に引換券を郵送し、住民は薬局で引換券と安定ヨウ素剤を交換するという方法を実施している。また、1 0 キロ圏内の薬局では、いつでも安定ヨウ素剤を入手できるよう常時保有している。（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構ホームページ「原子力防災情報、第 6 回及び第 7 回「安定ヨウ素剤の事前配布（その 1：米国の事例、その 2：フランスの事例）」平成 2 5 年 9 月」参照） よって、下記事項について陳情する。 記 安定ヨウ素剤の事前と事故時の配布方法や範囲、3 歳児未満への安定ヨウ素剤の配布などに関する情報収集を行い、市民に公開すること。			

受 理 番 号	陳情第 4 号	受理年月日	平成 2 8 年 2 月 2 3 日
件 名	鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
九州電力は昨年 1 2 月 1 7 日に、本年 3 月末までに完成させるとしていた川内原発免震重要棟建設の撤回を前提とする設置変更申請を原子力規制委員会へ提出した。しかし、県民に対する説明会もない。現在ある代替緊急時対策所の代替という文字を取り、隣に耐震支援棟を建設するという計画である。原子力規制委員会は現在審査に入っているが、免震重要棟建設撤回の方針は福島原発事故の教訓を踏みにじることである。免震重要棟建設は川内原発 3 0 キロ圏住民、鹿児島県民への約束だったはずである。そもそも免震重要棟の完成なしに再稼働に入ってしまったことが問題である。 1 免震とは、建物と基礎との間に免震装置を設置し地盤と切り離すことで、建物に地震の揺れを直接伝えない構造である。耐震とは、地震の力に対し主に壁の強度を上げて耐える構造である。建物が頑丈でも地震の揺れは建物内部に伝わり、2 階・3 階と上がるほど揺れが増幅する。 東京電力はホームページに「中越沖地震の反省を踏まえ設置した免震重要棟は、震度 7 クラスの揺れを 1 / 3 ～ 1 / 4 程度に低減でき、事故時の対応拠点となります」と掲載している。 例えば震度 7 の場合、耐震だと、はわないと動けないが、免震だと物につかまらなないと歩くことが難しいなど行動に支障を感じる程度で済む。（日本免震構造協会ホームページより） 2 福島原発事故当時の清水正孝東京電力社長は、国会事故調査委員会で「あれがなかったらぞっとする」と報告しているが、東京電力の福島原発に免震重要棟が造られたのは、新潟県の泉田知事が強く要求した結果である。2 0 0 7 年の中越沖地震により新潟県の柏崎刈羽原発の耐震構造の緊急対策室のドアがゆがんで開かず、なんと地震直後は屋外の駐車場に対策所が設置された。 3 免震重要棟と緊急時対策所 免震機能により大幅に低減した揺れに対して耐震を考えれば良いということである。 基準地震動に耐えられ、その上に免震性があるものが免震重要棟（約 6 6 0 0 平方メートル。このうち緊急時対策所は約 6 2 0 平方メートル）。 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、免震重要棟の耐震壁に生じる最大せん断ひずみが許容値以下とするとともに、緊急時対策所に必要な機能を喪失しないようにする。（2 0 1 3 年 8 月 1 3 日九州電力が原子力規制委員会へ提出した資料より） 基準地震動に耐えられるだけなのが現在ある代替緊急時対策所（1 7 0 平方メートル。約 5 0 坪）。 東北地方太平洋沖地震（2 0 1 1 年 3 月）で、地震及び津波の発生時に福島第一及び第二原子力発電所における緊急時の指揮対応は免震重要棟内に設置された緊急時対策所で行われ、免震構造の有効性が確認された。（2 0 1 4 年 6 月 1 7 日付けで九州電力が原子力規制委員会へ提出した資料より） 4 原子力規制委員会は、川内原発免震重要棟の完成を待たず再稼働を優先し、代替緊急時対策所と 2 0 1 6 年 3 月までの免震重要棟建設を前提に新規制基準に適合しているとし、2 0 1 4 年 9 月 1 0 日、九州電力に 1 号機設置変更を許可した。 原子力規制庁は、翌 1 0 月に川内原発 3 0 キロ圏各地で川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会を行ったが、配布した原子力規制委員会資料にも「平成 2 7 年完成予定の免震重要棟内に同様の機能を有する緊急時対策所を設置する方針を確認」とある。			

10月29日の日置市での説明会で九州電力は緊急時対策所の説明はしたが、資料には免震重要棟の文字はない。また、代替緊急時対策所の代替の文字を削っている。

- 5 川内原発2号機の営業運転入りから1か月後の2015年12月17日（建設期限の3か月半前）、地元の事前了解もなく免震重要棟建設撤回を原子力規制委員会へ申請した。

九州電力は、免震重要棟敷地造成工事は2013年9月から開始したと言っている。造成工事終了後は放置したままである。造成工事終了期日は発表されていない。

- 6 九州電力は本年1月26日の原子力規制委員会の審査会合において、免震重要棟ではなく耐震支援棟を現行の代替緊急時対策所に隣接して造る方が「早期に運用を開始することができるため、安全性の向上につながる」などと説明した。

しかし、九州電力の説明に対して、更田規制委員長代理から「どれくらい早くなるのか」と問われても答えられず、「計画変更の動機を説明できておらず、最も重要な申請の根拠を欠いている。指摘を重く受け止めてほしい」とも非難されている。翌27日には田中規制委員長が「納得できる説明はなかった」と述べている。12月の撤回発表時に九州電力社長の「費用も全く無関係ではない」との発言も報道されているが、費用に関する説明もない。

2月3日に原子力規制委員会臨時会議が九州電力社長を呼んで開かれたが、委員から「福島第一原発事故で免震重要棟が使われた経験をよく考えた方が良い」とも指摘されている状態である。

- 7 原子力規制委員会の審査結果を待つ必要なしという考えの佐賀県山口祥義知事は、1月20日の記者会見において玄海原発での免震重要棟の建設撤回について反対し、「やると言ったものはやるべき。信頼関係の問題だ」と発言。九州電力は玄海原発では白紙状態となっている。

- 8 免震重要棟なしで現在再稼働中であり、もし大事故が起きた場合は対応不能になり、福島原発事故より深刻な状態になるのではないかと危惧する。

以上のことから、下記について陳情する。

記

鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 森 永 靖 子